

「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」に基づく令和５年度から令和６年度の取組結果と今後の取組内容

分 類		番号	担当課	令和５年度から令和６年度の取組結果	今後の取組内容
1	職員育成ビジョンの職員への周知や浸透・定着のための取組について	①	総) 人事課	・新採用職員研修での職員育成ビジョンに関する講義について、児童相談所地域連携課と調整し、実施。	・新採用職員研修での、職員育成ビジョンに関する講義について、令和７年度の実施に向けても引き続き児童相談所地域連携課と調整。
		②	保) 総務課 子) 地域連携課	・保健福祉局・子ども未来局の共催で、新たに区保健福祉部職員を対象とした「対人援助研修」を実施。職員育成ビジョンに関する講義や、対人援助職に求められる姿勢・関係機関との連携の基礎について学ぶ講義のほか、アセスメントや面接技術等について実践的に学ぶ内容を実施。	・引き続き「対人援助研修」を実施。
		③	保) 保護課	・令和３年度から「子どものいる世帯に対する適切な支援」を札幌市の生活支援業務の重点事項に位置付けており、本庁監査において事項別監査の対象とすることで、職員育成ビジョンの理念の浸透・定着に結びつけている。具体的には、子どもがいる保護受給世帯を抽出し、「生活状況を適切に把握しているか」「親や関係者から養育状況に関する聴取が行われているか」「関係機関と必要な連携が行われているか」などを主な着眼点とし、役割を適切に果たしているかを確認。実施されていない場合は指摘を行い、後日は正措置について再確認を行った。	・引き続き本庁監査の事項別監査の対象とし、職員育成ビジョンの理念の浸透・定着に結びつける。
		④	保) 障がい福祉課	・区の関係役職者会議にて周知した。	・区の関係役職者会議及び担当者会議や研修の場を活用して周知する予定。
		⑤	保) ウェルネス推進課	・令和5年3月に策定した「札幌市保健師人材育成ガイドライン」（以下「ガイドライン」）に、当該ビジョンとの関連についての項目を設け、一体的に進めていくことを明示。 ・令和5年5月、保健師人材育成研修会を開催し、人材育成検討委員会外部委員の中板育美氏から、当該ビジョンで示す理念や方向性を意識し、一体的に進めていくことの重要性について説明。 ・キャリア別人材育成研修（10/2係長、10/9新任期、12/20中堅期）において、「ガイドライン」の活用・浸透に向けた理解の促進を図ることで、当該ビジョンについての周知・理解につなげた。	・保健師を対象としたキャリア別人材育成研修を、引き続き開催し、「札幌市保健師人材育成ガイドライン」の活用・浸透に向けた理解の促進を図ることで、当該ビジョンについての周知・理解につなげる。
		⑥	子) 子育て支援推進担当課 子) 指導担当課	・全ての保育士職へ冊子を配布。 ・所長会議において説明。	・新採用職員へ冊子配布及び説明。 ・各係におけるビジョン確認、共有について、所長会議にて依頼。
		⑦	子) 母子保健担当課 区) 健康・子ども課	・区健康・子ども課職員（主に保健師）を対象とした研修を通して、虐待予防・防止の専門性向上をはかる。 ・令和６年５月の健康・子ども課長会議で年間研修計画案を周知	・区健康・子ども課職員（主に保健師）を対象とした研修を通して、虐待予防・防止の専門性向上をはかる。
		⑧	子) 地域連携課	・所内新任職員に冊子を配布 ・コンセプト版及びイラスト版を令和６年３月末に策定し、全庁向け周知依頼文とともに当該データを送付。 ・児相及び家児相新任職員を主な対象とした研修にて、職員育成ビジョン及び福祉コース育成方針について説明。 ・職員部人材育成担当課と連携して、新採用職員研修にて、職員育成ビジョンに関する講義の実施に向けて調整。 ・区多職種合同研修にて、希望区には職員育成ビジョン策定の経緯や死亡事例などを引き続き説明予定。	・引き続き児相及び家児相新任職員を主な対象とした研修にて、職員育成ビジョン及び福祉コース育成方針について説明するとともに、所内新任職員に冊子を配布。 ・コンセプト版及びイラスト版について、庁内イントラHP及び「お知らせ欄」に掲載し、一般職発令後に改めて周知文も発信。 ・児相内においてもコンセプト版及びイラスト版と併せて、年度当初に本書データおよび検討経過・全体像・概要を児童相談所内で全職員に共有し、内容を周知。 ・職員部人材育成担当課と連携して、新採用職員研修にて、職員育成ビジョンに関する講義の実施。来年度の実施に向けても引き続き調整。 ・区多職種合同研修にて、希望区には職員育成ビジョン策定の経緯や死亡事例などを説明。 ・イラスト版について具体的な支援場面において職員が取るべき実践例を新たに示した第２版を策定し、全職員への職員育成ビジョンの普及啓発を図る予定。
2	職員育成ビジョンを反映させた個別の育成方針における取組	①	保) 障がい福祉課	・人材育成ビジョンにおける目標像（協働の視点や各業務における専門性等に支えられた職員）などを踏まえ、各区精神保健福祉相談員に求められる主な専門性を整理したうえで、研修カリキュラムを策定している。	・適宜、研修カリキュラムの見直しを検討する予定。
		②	保) ウェルネス推進課	・令和5年3月に策定した「札幌市保健師人材育成ガイドライン」に、当該ビジョンとの関連についての項目を設け、一体的に進めていくことを明示。（再掲）	・引き続き、各所属における「札幌市保健師人材育成ガイドライン」の活用・浸透を図っていく。
		③	子) 子育て支援推進担当課 子) 指導担当課	・従前、研修により職員育成を行ってきた「札幌市保育士研修推進計画」の見直し。 ・保育所、区保育・子育て支援センター、認定こども園にじいるにおいて保育業務と子育て支援業務に従事する保育士の専門性の強化と保育の質の向上に向けた「（仮）札幌市保育士人材育成方針」の策定を開始。	・令和７年度中の職員育成ビジョンの視点及び様々なジョブローテーションを踏まえた「（仮）札幌市保育士人材育成方針」の策定に向け、取り組む。
		④	子) 母子保健担当課	・令和６年５月に令和元年女児死亡事例を題材に職員行動指針を網羅した係内研修を実施	
		⑤	子) 地域連携課	・児童相談所および区家庭児童相談室職員の人材育成方針の改正に向けて、国の新資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の創設や人材育成マネジメント方針の策定の動向を確認する。 ・児童相談所および区家庭児童相談室職員の人材育成方針について、所内でプロジェクトを設け、職員育成ビジョンや福祉コース育成方針との内容を反映するとともに、こども家庭ソーシャルワーカーの制度趣旨や人材育成マネジメント方針と整合性をとりつつ、外部の有識者の意見も踏まえた上で、改正を検討。	・人材育成方針については、令和６年度内に改正版を策定する予定。

「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」に基づく令和５年度から令和６年度の取組結果と今後の取組内容

分 類			番号	担当課	令和５年度から令和６年度の取組結果	今後の取組内容
3	職員の専門性の獲得に向けた取組について	(1)研修体制の整備	①	保) 総務課	・保健福祉局・子ども未来局の共催で、新たに区保健福祉部職員を対象とした「対人援助研修」を実施。職員育成ビジョンに関する講義や、対人援助職に求められる姿勢・関係機関との連携の基礎について学ぶ講義のほか、アセスメントや面接技術等について実践的に学ぶ内容を実施。（再掲） ・区保健福祉部で働く行政コース職員を含め、広く福祉職場で働く職員の専門性獲得に向けて、庁内HPを活用した研修情報等の集約・発信を行う。	・引き続き「対人援助研修」を実施。
			②	保) 保護課	本庁部局では、４月に着任した職員に対し、職位に応じた部局研修を実施しているが、その中で児童虐待に関すること、虐待防止における生活支援担当として果たすべき役割をテーマとし認識を深めている。令和６年度の研修では、虐待の芽を摘むため支援する際に持つべき視点という、より具体的なテーマを加えた。また、各区保護課においても、虐待を防止するための連携・協同等をテーマとした研修を実施した。	・引き続き、生活支援担当として果たすべき役割等をテーマとした研修を実施予定
			③	保) 障がい福祉課	・各区精神保健福祉相談員を対象とした研修カリキュラム中に「多職種合同研修」を掲載している。 ・人材育成ビジョン策定以前より、区保健福祉部職員等を対象とした精神保健福祉に関する各種研修を開催している。	・引き続き、精神保健福祉に関する研修を実施していく
			④	保) ウェルネス推進課	・「OJT（職場内研修）」「Off-JT（職場外研修）」「ジョブローテーション」「自己研鑽」の運動による効果的な人材育成を推進するため、「札幌市保健師人材育成ガイドライン」に「札幌市保健師研修体系」を位置付けた。 ・今後の人材育成について「OJT（職場内研修）」「Off-JT（職場外研修）」「ジョブローテーション」「自己研鑽」を基本として推進し、ともに育ちあう職場づくりを目指すこととした「人材育成体系図」を位置付けた。 ・「札幌市保健師人材育成ガイドライン」の中でOJTにおける役割を明確化。 ・目指す保健師活動を実践するための能力を高めることを目的とし、新任期（１～４年目キャリアレベルA-1～A-2）中堅期（５年目以上キャリアレベルA-3～A-4）係長職（キャリアレベルA-4～A-5）のキャリアレベル別研修会を実施。	・引き続き、目指す保健師活動を実践するための能力を高めることを目的としたキャリア別研修会を実施。
			⑤	子) 子育て支援推進担当課 子) 指導担当課	・「札幌市保育士研修推進計画」に基づき、各育成研修（採用１年・３年・５～７年、異動・復職職員フォローアップ）を実施。 ・各課、係において毎月、「子どもへの適切な関わり」に係る内容で研修を実施し、各会議にて報告、共有。 ・虐待に関する内容の動画研修を実施し、全職員が受講。 ・計画に基づく各育成研修、子どもへの適切な関わりの内容での各課・係の研修を実施。虐待に関する研修については、１か月程度のオンデマンド配信で９月中旬に実施。 ・ただし、育成研修の経験年数区分については一部変更し実施予定。 ・子育て支援推進担当課実施の研修について、可能な範囲で支援部以外の保育士職へ案内。	・計画に基づく各育成研修、子どもへの適切な関わりの内容での各課・係の研修を引き続き実施。
			⑥	子) 母子保健担当課 区) 健康・子ども課	・保健師人材育成部門である保) 地域保健推進担当係と連携して、子ども虐待予防に対応する職員の専門性の獲得を目的とした研修を企画 ・１月 妊娠葛藤や困難を抱える妊婦への支援と連携に関する研修を実施 ・保健師人材育成部門である保) 地域保健推進担当係と共に企画する研修に加えて、子ども虐待予防・防止に資する専門性の獲得を目的とした研修を実施 ・７～８月に２回コースで虐待予防に関する基礎的な研修会を実施 １回目こども家庭センターやハイリスク支援、事業評価の手法について。 ２回目こどもの発達や観察のポイント、親子のための司法制度について。	・保健師人材育成部門である保) 地域保健推進担当係と共に企画する研修に加えて、子ども虐待予防・防止に資する専門性の獲得を目的とした研修を引き続き実施
			⑦	子) 地域連携課	・児童相談業務に係る専門性向上のため、職員育成ビジョンで知識や技術の共通基盤として定める「子どもの発達」「子どもと家族のアセスメント」、「面談技術」などに関する研修を計画。 ・職員育成ビジョンの「職員・組織としての存在意義（パーパス）」にある虐待死亡事例を風化させないための取組として、過去の死亡事例に関する研修を計画。 ・職員育成ビジョンの「組織としての責務（バリュー）」に掲げる「協働の組織文化の醸成」のため、児相より各区に説明・依頼し、区保健福祉部にて多職種合同研修の実施計画を策定、随時開催していく。	・引き続き、研修計画に基づいて、知識や技術の共通基盤に掲げる研修を実施。 ・死亡事例に関する所内及び区家児相職員向けの研修を実施。 ・引き続き、多職種合同研修を随時開催。
			⑧	教) 児童生徒担当課	・学校は、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）と連携し、子どもの困りや悩みについて未然防止、早期発見・対処するよう努めてきた。SCやSSWの専門性を活用できるように学校体制を整えることが重要と考え、専門性を生かした教職員への研修等を行うよう推奨してきた。	・SCやSSWが学校組織の一員として専門性を発揮できるような相談支援体制の構築や、学校の実態に合わせて助言や支援、研修を行うなどを進めている。今年度からSSWが会計年度任用職員となり各学校に配置されたことから、資質のさらなる向上を目的として、継続して外部SVIによる助言、研修などを行っていく。

「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」に基づく令和５年度から令和６年度 of 取組結果と今後の取組内容

分 類			番号	担当課	令和５年度から令和６年度の取組結果	今後の取組内容
3	職員の専門性の獲得に向けた取組について	(1)研修体制の整備	⑨	教) 教職員育成担当課	・下記研修を実施した。 R5 ■新任管理職研修 (園長・校長68名) ・講義「子どもの権利」 ・講義「子どもアシストセンター」 ■初任段階における研修「１年次研修」・新規採用養護教諭研修 (対象教員280名) ・講義「子どもの権利」 ・講義「子どもの貧困対策」 ・講義「子どもの権利を大切にした教育の実際」 ■教育センター研修講座 ・講義「子どもの権利を大切にした教育の実際」(35名受講) ・講義「いじめ予防」(84名受講) ・講義「不登校児童生徒とその保護者支援についてⅠ」(373名受講) ・講義「不登校児童生徒とその保護者支援についてⅡ」(362名受講) ・講義「自殺防止」(56名受講) ・講義「いじめの対応と学校体制の在り方」(178名受講) ・講義「不登校への対応」(168名受講) ・講義「自殺予防の取組」(89名受講) ・講義・演習「虐待対応(幼児期)」(74名受講) ・講義・演習「虐待対応(学校編)」(89名受講) ・講義・演習「福祉教育～ヤングケアラー～」(59名受講) ・講義・演習「子どもの見立てと支援」(89名受講) ・講義・演習「気にかかる子どもへの対応①」(138名受講) ・講義・演習「気にかかる子どもへの対応②」(114名受講) ・講義・演習「いじめの対応～ピア・サポート①②～」(①47名受講②46名受講) ・講義・演習「教育相談～子どもの育ちを支える教育相談～」(70名受講) ・講義・演習「不登校の対応～保護者や関係機関との連携～」(69名受講) ・講義・演習「危機管理～法的視野での危機管理～」(109名受講) R6 ■新任管理職研修(園長・校長57名) ・講義「子どもの権利」 ・講義「子どもアシストセンター」 ■初任段階における研修「１年次研修」・新規採用養護教諭研修 ・講義「子どもの権利」 ・講義「子どもの貧困対策」 ・講義「子どもの権利を大切にした教育の実際」(対象教員315名) ■教育センター研修講座 ・講義・演習「虐待対応(幼児期)」8月22日(16名受講) ・講義・演習「福祉教育～ヤングケアラー」8月20日(35名受講) ・事前動画視聴・講義・演習「教育相談～子どもの見立てと支援～」9月2日(100名受講) ・講義・演習「不登校と教育相談～子どもの育ちを支える対応(教諭編)～」8月21日(142名受講) ・講義・演習「不登校と教育相談～子どもの育ちを支える対応(管理職編)～」8月21日(31名受講) ・講義・演習「気にかかる子どもへの対応①」7月31日(144名受講) ・講義・演習「気にかかる子どもへの対応②」7月31日(136名受講) ・講義・演習「いじめの未然防止を図る～ピアサポート(教諭編)～」8月19日(135名受講) ・講義・演習「いじめの未然防止を図る～ピアサポート(管理職編)～」8月19日(14名受講) ・講義・演習「危機管理～法的視野での危機管理～」8月1日(96名受講)	・引き続き、教職員が子どもの権利をはじめとした、子どもを取り巻く様々な諸課題についてより一層理解することができるよう、初任段階における研修や新任管理職研修、専門研修等において、子どもの権利に関する講義を行うとともに、学校生活に困りを感じている子どもの理解と支援や、ピア・サポートに関連した演習などを実施する。
		(2)マニュアル等への反映	⑩	保) 保護課	・「子どものいる世帯に対する適切な支援」を札幌市の生活支援業務の重点事項に位置付け、各区で策定する実施方針においても取り組むべき事業として盛り込まれていることから、日々の業務において必要とされる認識・技術・態度であるという認識に結びついている。	・引き続き札幌市の生活支援業務の重点事項に位置付け、次年度の各区実施方針の策定に向けての検討・調整を行う。
			⑪	保) 障がい福祉課	・精神保健福祉相談員に求められる専門性について、段階ごとの具体的な到達内容を整理(明記)した「スキルアップ段階表」を新たに策定し、関係ガイドラインに規定した。	・必要に応じて、各種事務マニュアルの見直しを検討する予定。
			⑫	保) ウェルネス推進課	・主体的な能力獲得の動機づけのため、キャリアラダーを活用した人材育成の仕組みを「札幌市保健師人材育成ガイドライン」に位置付け、取組を開始した。 ・キャリアラダーを活用した人材育成の取り組み状況を把握し、運用方法等の課題を明らかにした。 ・キャリアラダーを活用した人材育成の取組状況や運用方法等の課題を踏まえ、より効果的な仕組みとなるよう、キャリアラダーの運用方法を改定した。	・キャリアラダーを活用した人材育成の取り組み状況の把握・評価を行う。
			⑬	子) 母子保健担当課 区) 健康・子ども課	・区健康・子ども課保健師が活用する「母子保健におけるハイリスク支援マニュアル」等の改定	・改定マニュアルの活用
			⑭	子) 地域連携課	・職員育成ビジョンで知識や技術の共通基盤として定める「子どもの発達」「子どもと家族のアセスメント」、「面談技術」については、担当係ごとに毎年しているマニュアルにも記載。	・令和７年度 of マニュアル策定に向けて、内容を検討していく。

「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」に基づく令和5年度から令和6年度の取組結果と今後の取組内容

分 類			番号	担当課	令和5年度から令和6年度の取組結果	今後の取組内容
3	職員の専門性の獲得に向けた取組について	(3)対人援助業務における組織的支援と進め方の改善	⑮	保) 保護課	・生活支援業務の各区の実施方針は毎年度策定しており、継続して重点的に取り組むことで、事務の進め方の改善につなげている。	・引き続き各区の実施方針の策定・実施方針に基づいた取組を実施
			⑯	保) 障がい福祉課	・人材育成ビジョン策定以前より、支援対象ケースについては、適宜スーパーバイズを行うなど職員個人が1人で抱えることのないよう意識的に行っている。	・引き続き、個人が一人で抱えることのないよう組織的に対応していく。
			⑰	子) 子育て支援推進担当課 子) 指導担当課	・保護者からの相談に対して、子育て家庭の状況や困りごとに寄り添い、適切に支援できるよう係長等から職員に助言。	・助言を継続しながら、併せて迅速かつ適切な情報共有の重要性について職員一人一人の意識を高める。 ・対人援助業務において困り感を抱えた職員を組織全体でサポートできる自分事意識の醸成と体制づくり。
			⑱	子) 地域連携課	・人材育成ビジョン策定以前より、検証報告書を踏まえて、支援対象ケースについては、適宜スーパーバイズを行うのはもちろんのこと、情報管理システムを活用して他部署と共有したり、定期的に会議を開催するなどして、個人が1人で抱えることのないよう意識的にを行っている。	・引き続き、ケースへの継続的な支援にあたっては、適正にスーパーバイズを実施するほか、情報管理システムを活用した他部署との共有、定期的に会議を開催するなど、個人が一人で抱えることのないよう組織的に対応していく。
		(4)その他	⑲	保) 障がい福祉課	・事務的業務（障害福祉サービスの更新区分認定調査）の委託可能件数を拡大し、精神保健福祉相談員が専門性を要するコア業務（相談対応関係業務）に注力できる体制整備を進めている。また、本庁にて特に必要な体制強化の内容を精査したうえで、一部区の定数要求を後押した結果、定数増となっている。	・保) 総務部主導にて調整している「区保健福祉部の在り方検討」における全体の体制に関する議論の中で、精神保健福祉相談員が相談対応業務に注力できる体制の構築に向けて協議検討を行っている。 ・また、本庁にて特に必要な体制強化の内容を精査したうえで、一部区の定数要求を後押した結果、令和7年度も定数増となる見込み。
			⑳	子) 子育て支援推進担当課 子) 指導担当課	・研修に限らず、日々の実践や様々な場面において「虐待」に関するアンテナを高くもてるような指導及び育成。 ・本庁部局在籍の福祉コース職員は、実践場面が少ないため、面談の機会に年間育成計画やキャリアラダーに触れ、動機付けするとともに、研修受講を勧奨。	・現場での実践を通して、個々の専門性やスキルの向上を図るとともに、組織としての専門性も高められるよう、知識や技術について全体共有の機会等を設ける。 ・福祉コース職員については、引き続き年間育成計画やキャリアラダー、研修の効果的な活用。
4	協働による支援の実践、職場や職種の枠を超えた取組や民間事業者・地域の方々と一緒にした取組など		①	総) 人事課	・職員に対して、職員間に限らず、市民や企業と連携協力しながら解決策を見出していく「協働の視点」を意識付けるため、R5.4.1付けで要綱（札幌市職員の人事評価に関する要綱）を改正し、情報交換力・チームワーク等の評価要素の着眼点に協働に関する要素を追加。 ・令和6年度の自己申告の実施を全庁に通知する際に、令和5年度から定期評価における評価要素の着眼点に「協働の視点」に関する要素を追加していることを周知するとともに、新任役職者研修や、人事評価者研修の中でも改めて説明を行った。	・引き続き、新任役職者研修や、人事評価者研修の中でも改めて説明し、定着に向けて取り組む。
			②	保) 保護課	・多職種合同研修に参加することで、協働の意識を醸成している。	・引き続き多職種合同研修に参加予定
			③	保) 障がい福祉課	・多職種合同研修を研修カリキュラムの中に位置づけ、受講を推奨している。	・「多職種合同研修」を研修カリキュラムの中に位置づけ、引き続き受講を推奨していく。
			④	子) 子育て支援推進担当課 子) 指導担当課	・子育て支援係保育士は、健康・子ども課を兼務しており、保健師はもとより、課内において様々な場面で連携、協働での支援や取組を実施。 ・多職種合同研修に参加。	・乳幼児健診、各種教室や講座、研修や会議等における多職種の連携を継続。 ・公設以外の子育てサロン（地域・児童会館・NPO等）への多職種での情報共有や訪問等による支援。
			⑤	子) 母子保健担当課	・令和6年3月「札幌市妊娠SOS相談事業検討会」を開催。妊娠葛藤に関する相談支援を行う関係団体と庁内関係部署による共有や連携の強化を図った。	・子ども未来局関係係と健康・子ども課関係係による「札幌市妊娠SOS相談事業検討会」を開催し、困難を抱える妊婦について現場の課題を踏まえた具体的な支援のあり方を検討する。
			⑥	子) 地域連携課	・多職種合同研修には、区保健福祉部保護課職員（SV、CW）、精神保健福祉相談員、保健師、保育士、児童相談所職員が参加し、児童虐待防止に係る基礎知識や事例検討を通じて協働の組織文化を醸成しくことを目的に実施計画、随時開催。 ・多職種合同研修と同様に、各区にて子ども虐待防止に係る事業を含む複合的な課題を議論したり、多職種合同研修の内容を検討する関係係長会議を計画、随時開催。	・引き続き、多職種合同研修及び関係係長会議を開催していく。
			⑦	教) 教職員育成担当課	R 5 ■新任管理職研修 新たに昇任した校長等に対し、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるため、条例の理念を生かした教育のより一層の充実や子どもアシストセンターの取組等について講義を行った。 ■教育センター研修講座 大学教授によるいじめや不登校の未然防止に関するピア・サポート及び保護者や関係機関との連携等についての講義と演習を実施した。また、弁護士による学校で発生する事例に対する法的視野での対応の在り方についての講義と演習を実施した。 R 6 ■新任管理職研修 新たに昇任した校長等に対し、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるため、条例の理念を生かした教育のより一層の充実や子どもアシストセンターの取組等について講義を行った。 ■教育センター研修講座 大学教授によるいじめや不登校の未然防止に関するピア・サポート及び保護者や関係機関との連携等についての講義と演習を実施した。また、弁護士による学校で発生する事例に対する法的視野での対応の在り方についての講義と演習を実施した。 ■教職経験に応じた研修（今日的教育課題（いじめ）に係る研修） 2年次研修において、主幹教諭がファシリテーターとなり協議に参加した。 ■中堅教諭等資質向上研修において、新任教頭がファシリテーターとなり協議に参加（12月26日実施）	・令和5年度同様に、引き続き、教職経験に応じた研修における今日的教育課題（いじめ）に係る研修の拡充を図る。

「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」に基づく令和５年度から令和６年度の取組結果と今後の取組内容

分 類		番号	担当課	令和５年度から令和６年度の取組結果	今後の取組内容
5	その他の人材育成に資する取組について	①	総) 人事課、保) 総務課、子) 地域連携課	・総務局・子ども未来局・保健福祉局の協働による福祉コース育成のための研修を計画し、経験年数を基準にレベル別３段階に分けて実施。 ・福祉コース育成方針の育成計画、キャリアラダー、研修手帳を活用して、個人面談を実施。 ・福祉コースの研修については、新たに中堅期を対象としたものを新設。 ・福祉コース職員の所属長向けの取組も実施。 ・福祉コース育成方針の育成計画、キャリアラダー、研修手帳を活用して、個人面談を実施。	・引き続き、総務局・保健福祉局・子ども未来局の協働による福祉コース育成のための研修や個人面談でのキャリアラダー活用等を実施していく。
		②	市) 男女共同参画課	・「配偶者等からの暴力相談関係職員研修」 【対象者】区保健福祉部職員（保護課、健康・子ども課母子婦人相談員、保健福祉課等）、子ども未来局子育て支援部職員、児童相談所職員、母子生活支援施設相談員、札幌市配偶者暴力相談センター相談員等 【内容】DV被害者を巡る諸問題に関する知識の取得を目的に５回実施。令和５年１２月２１日は「児童相談所って何をしているところ？」を実施。	・引き続き、DV被害者に関わる職員・相談員を対象に今年度も５回程度の実施を予定。
		③	保) 障がい福祉課	・精神保健福祉相談員に求められる専門性について、段階ごとの具体的な到達内容を整理（明記）した「スキルアップ段階表」を新たに策定し、関係ガイドラインに規定した。	・引き続き、個人面談の際に、「スキルアップ段階表」を適宜活用することで、専門性の獲得にかかる動機付けを促していく予定。
		④	保) ウェルネス推進課	・実効的に人材育成を推進できるよう、保健師のキャリアレベルの到達状況を把握し、市全体の傾向や育成を強化すべき能力を明らかにした。 ・キャリアラダーによる自己評価結果を係長職保健師との個人面談で共有し、能力獲得に向けた助言を行った。（一般職保健師全員）	・引き続き係長による個人面談を行い、各保健師の能力獲得をサポートする。 ・部課長職保健師との共有・相談を仕組みとして位置付け、個人の能力獲得に向けた助言・指導を行う係長職のバックアップ体制を強化する。
		⑤	子) 子育て支援推進担当課 子) 指導担当課	・若手職員育成を目的とした内容で保育係長、子育て支援係長を対象とした研修を実施。 ・主任の役割としてプレイイングマネージャー研修を実施（子育て支援主任・保育主任対象）。 ・係長職及び主任を対象とした育成研修プロジェクトを設置し、内容を検討の上、研修を実施。	
		⑥	教) 児童生徒担当課	・SCについては年２回の協議会を実施。SSWについては、年２回の全体ミーティングを行った。SCは全学校に配置されており、必要に応じて子どものことを相談できる体制にあり、校内いじめ対策組織では構成員として位置付け、学校及び教員をサポートしてきた。 ・子ども理解に係る研修を教員に行い専門性の向上を図った。SSWについては、課題を抱える子どもの早期発見、継続支援につなげていくために、今年度から全ての市立学校に配置し、年間を通じて定期的に関わることができるようにした。 ・令和６年度新しく整えた相談支援体制については、SCの教育相談体制の充実及び教員の資質向上等に努めるために、小学校における配置時間数を増やした。SSWについては、校内いじめ対策組織の構成員として位置付け、福祉的な視点での助言や働きかけを行っている。	・引き続き、研修会、協議会を行っていく。 ・学校と連携しながらSCとSSWによる教育相談体制の更なる充実を図っていく。